

「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号
利用の在り方」について

平成26年8月20日

総務省 総合通信基盤局

番号企画室

- 電気通信番号の中で1から始まる3桁の1XY番号（X及びYは0～9の数字）は、桁数が短くダイヤルが簡単であり、1から始まるので特別なサービスであることを想起しやすいという特徴を有している。

このため、緊急通報番号のように緊急性の高い通信に利用されるとともに、番号案内や故障受付のためのオペレータの呼出し、時報、天気予報、災害用伝言ダイヤル、発信電話番号の通知・非通知の選択等、汎用的な用途に利用されている。

 - ✓ 番号の利用方法 100番号中53番号について設定
 - ✓ 主な1XY番号の用途
 - ・ 緊急通報番号 警察（110）、海上（118）、消防（119）
 - ・ 番号案内（104）、故障受付（113）
 - ・ 時報（117）、天気予報（177）、
 - ・ 災害用伝言ダイヤル（171）
 - ・ 発信電話番号の通知（186）、非通知（184）
- 今般、複数の省庁から国が提供している相談ダイヤルについて、1XY番号が利用できないか相談を受けたところ。
- 国が提供する相談ダイヤルへの1XY番号の利用については、現状整理されたものがなく、国が提供する相談ダイヤルの重要性に鑑み、どのような場合に3桁番号を利用可能とするか検討する必要がある。

- 1 X Y 番号については「平成10年度 電気通信番号に関する研究会」（以下「平成10年度番号研究会」という。）において、1 X Y 番号の有効利用方策を検討し、当該研究会の考え方に従って運用している。

平成10年度 電気通信番号に関する研究会の考え方

① 1 X Y 番号の有効利用の観点から適当と考えられる用途

1 X Y 番号を利用する必要性が相対的に高い用途（優先度の高いもの）とそれ以外のものとは分類し、優先度の高いものをA分類、それに準じるものをB分類とする。

② 利用のための基本的な方針

A分類については、広範囲の利用者により容易に認識できる必要があることから、3桁の1 X Y 番号を事業者間で統一して使用する。一方、B分類については、3桁目までを番号ごとに大枠で用途設定した上で、4桁化等によりできるだけ番号空間を拡大して使用することとし、4桁目以降は事業者の創意工夫で使用する。

③ 1 X Y 番号の利用指針

以上の基本的な考え方をもとに新たな利用指針※を策定。

※個々の番号ごとに利用方法を整理した番号の一覧表

■ A分類の用途

- (1) 緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途
 - (例) ・ 緊急通報 (警察・消防)
 - ・ 災害対応 (災害伝言ダイヤル)
 - ・ プライバシー保護対応 (発信番号通知、発信番号非通知)
- (2) 基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途
 - (例) 番号案内、故障受付
- (3) 既に3桁の統一番号として広く認識がなされている用途
 - (例) 天気予報、時報、電報受付
- (4) 事業者共通のプレフィックスとしての用途

■ B分類の用途

加入者を直接收容する網で行われる処理 (注1)						
オペレータの接続		設備への接続				
オペレータを介した呼接続	オペレータへの問い合わせ	呼接続に関する付加的な処理 (注3) 1XY(0AB-J等)	呼接続	特定者向け情報の蓄積・再生 (注4) 1XY(0AB-J等)	サービス条件の設定	その他
○	× (注2)	○	×	○	○	×

○は利用可、×は利用不可

(注1) 他の事業者が1XY番号による処理を行っている場合に、当該処理を行うオペレータまたは設備に接続して役務を提供することが許容されるならば、同一の1XY番号により処理を行うことを可能とする。

(注2) 営業・料金案内については、従来より利用者利便確保のため短桁で使用されており、当面使用可とする。

(注3) 接続先が固定的ではなく、1XYだけのダイヤルにより呼接続が行われるものを含む。

(注4) 蓄積時に1XYの後に端末系伝送路設備を示す番号等の長桁の番号を指定する場合に限る。なお、着信者に向け蓄積された情報をその着信者が再生する時には0A~J等の番号のダイヤルを省略できることとする。

1XY番号の導入状況

導入時期	番号	概要
平成11年7月	103 104 113 115 117 171 177 184 186	平成10年番号研究会報告書を受け、電気通信番号規則の細目を定めた件 (平成9年郵政省告示第574号)に規定(注1、注2)
平成12年5月	118	海上保安機関への通報を規定(注3)
平成13年5月	122	固定優先接続機能解除機能を規定(注4)
平成19年4月	184 186	発信電話番号通知(非通知)機能に加えて位置情報通知(非通知)機能を 規定(注5)
平成21年6月	115	電報受付機能に加えて電報類似サービス受付機能を規定

注1 110(警察機関への通報)及び119(消防機関への通報)については電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定。

注2 B分類については、具体的番号は明記せず、郵政大臣(総務大臣)の指定により定められる数字として規定。

注3 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定。

注4 マイラインプラスに登録している場合に、登録した電気通信事業者以外の電気通信事業者を使用して電話をかける場合に使用。

注5 携帯電話において、緊急通報時に位置情報を通知する機能を義務化したことに伴うもの。

■ 論点

● 1 X Y 番号の有効利用の観点から適当かどうか

代替可能な番号空間のない、有限希少な 1 X Y 番号を新たに使用するに当たっては平成 10 年度番号研究会で「1 X Y の有効利用の観点から適当と認められる用途」が定められており、当該研究会の考え方に従った運用をしている。1 X Y 番号を利用するに当たっては、当該用途に該当する必要がある。

国が提供する相談ダイヤルは、当該用途のどの区分に該当するのか。また、どのような相談ダイヤルが該当するのか。併せて、当該用途について、さらに具体化を図る必要があるか。

- ⇒
- ✓ A 分類の用途として「(1) 緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途」があるが、当該用途における検討でよいか。
 - ✓ 「緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途」とはどのような用途か。どのような相談ダイヤルが該当するのか。
 - ✓ 番号利用の優先順位をどのようにするか。例えば、生命、身体の危険に係るものであって、適切な対応を速やかに確保する上で 1 X Y 番号の利用が有効と認められるものを優先することでよいか。
 - ✓ その他、生命、身体の危険に係るものではないが、一定の緊急性、公共性の観点から重要な用途であり、より多くの国民が利用対象として想定されるものや、その用途がより広範に国民の利害に関わるものについて、1 X Y 番号を利用することはどうか。

■ 論点

● 逼迫の可能性

今回の検討に当たり、番号逼迫の関係でどの程度影響が出るのか。

- ⇒ ✓ 用途を設定していない1XY番号（保留番号）の数は47番号あるが、どの程度まで認められるのか。
- ✓ 国が提供する相談ダイヤルであることを分かりやすくするため、保留番号が多い18Y番号や19Y番号を利用することとしたほうがよいか。

● 具体的番号を定め「利用指針」を変更する場合の対応

平成10年度番号研究会において、「利用指針」を変更する場合の手続きとして、利用者、有識者、事業者等に幅広く意見を聴取した上で変更することが適当とされているが、検討いただいたルールに該当する相談ダイヤルについて「利用指針」を変更する場合についてどうするのか。

- ⇒ ✓ 今回の検討で具体化された用途に該当する相談ダイヤルについて番号（具体的な1XY番号）を定める際の手続きをどうするのか。

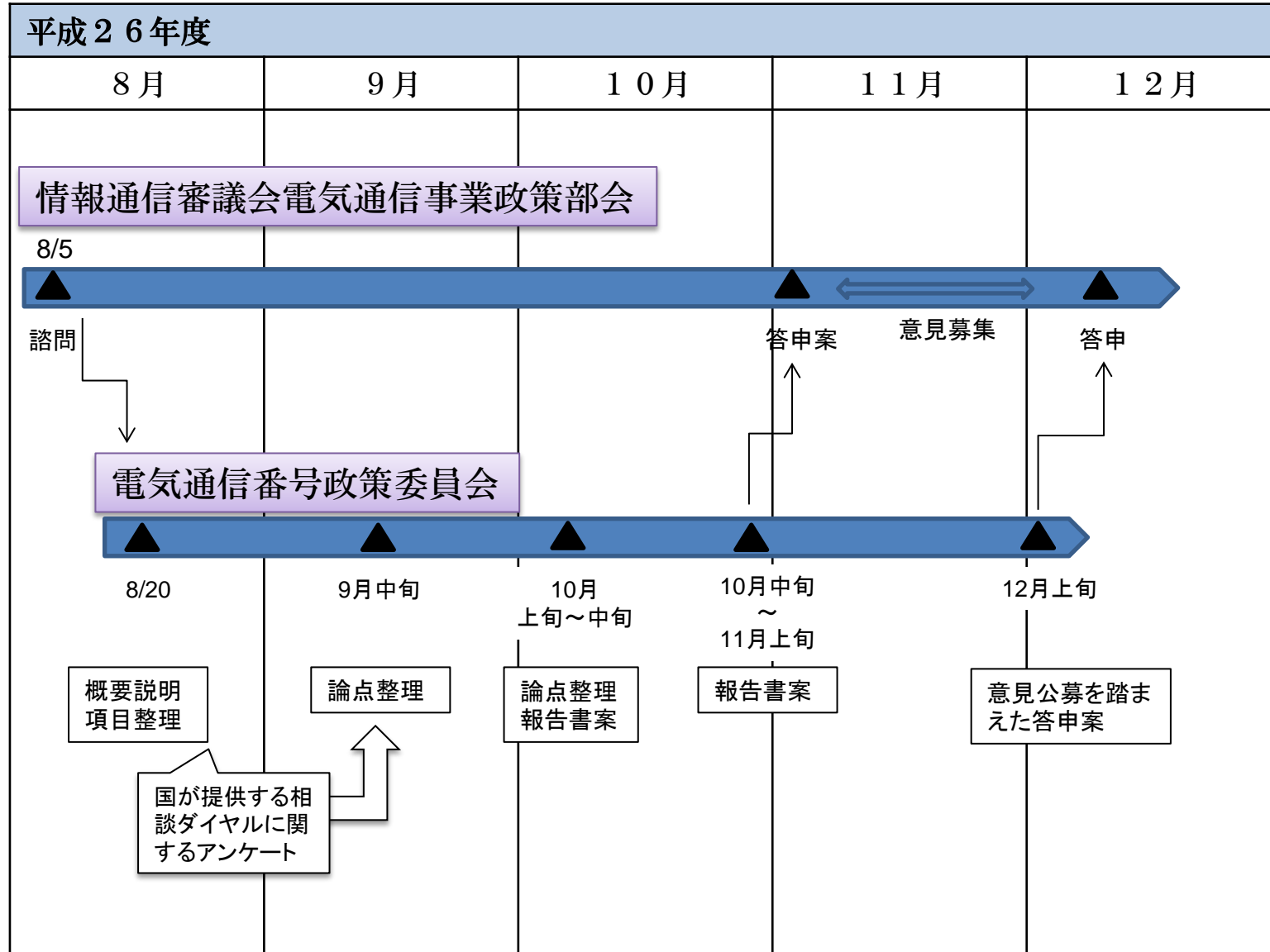
● アンケート項目

- ✓ ダイヤルの名称
- ✓ どのような相談を受け付けるダイヤルか
- ✓ どのような電話番号を利用しているか
(0570で始まる統一番号サービス、0120で始まる着信課金番号など)
- ✓ 電話受付を行っている時間帯(曜日)
- ✓ 相談件数(相談ダイヤルの受付件数)
- ✓ 電話番号を短い桁数にしてほしいという利用者の声はあるか
- ✓ 相談ダイヤルに1XY番号を利用したいか

● アンケートの実施方法

- ✓ 相談ダイヤルを設置する各府省庁へ書面により照会を行う。
- ✓ アンケート対象は、政府広報オンラインの「暮らしの相談窓口」に、具体的電話番号の明記がなされている相談ダイヤルとする。
- ✓ 回答期限は2週間程度とする。

検討スケジュール(案)



參考資料

1XY番号は桁数が短くダイヤルが簡単であり、また、1から始まるので特殊なサービスを想起しやすいという特徴がある。一方、この番号は個数が100個しかない限られた資源であること、3桁程度で100個程度の番号を確保できる代替可能な番号空間がないことが制約である。近年、新たな1XY番号の利用の進展によって、次に図示するように使用されていない番号の数が急速に少なくなっている。このような状況を踏まえ、1XY番号が将来にわたって発生する番号利用ニーズに的確に対応可能となるように、その有効利用方策について検討を行った。

(1) 1XY番号の有効利用の観点から適当と考えられる用途

1XY番号を利用する必要性が相対的に高い用途(優先度の高いもの)とそれ以外のものとに分類し、優先度の高いものをA分類、それに準じるものをB分類とする。具体的な用途は次のとおりとする。

A分類の用途

- (1) 緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途
 - (例) ・ 緊急通報(警察・消防)
 - ・ 災害対応(災害伝言ダイヤル)
 - ・ プライバシー保護対応(発信番号通知、発信番号非通知)
- (2) 基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途
 - (例) 番号案内、故障受付
- (3) 既に3桁の統一番号として広く認識がなされている用途
 - (例) 天気予報、時報、電報受付
- (4) 事業者共通のプレフィックスとしての用途

B分類の用途

加入者を直接収容する網で行われる処理(注1)

オペレータの接続		設備への接続				
オペレータを介した呼接続	オペレータへの問い合わせ	呼接続に関する付加的な処理 (注3) 1XY(0AB-J等)	呼接続	特定者向け情報の蓄積・再生(注4) 1XY(0AB-J等)	サービス条件の設定	その他
○	×(注2)	○	×	○	○	×

○は利用可、×は利用不可

(注1) 他の事業者が1XY番号による処理を行っている場合に、当該処理を行うオペレータまたは設備に接続して役務を提供することが許容されるならば、同一の1XY番号により処理を行うことを可能とする。

(注2) 営業・料金案内については、従来より利用者利便確保のため短桁で使用されており、当面使用可とする。

(注3) 接続先が固定的ではなく、1XYだけのダイヤルにより呼接続が行われるものを含む。

(注4) 蓄積時に1XYの後に端末系伝送路設備を示す番号等の長桁の番号を指定する場合に限る。なお、着信者に向け蓄積された情報をその着信者が再生する時には0A~J等の番号のダイヤルを省略できることとする。

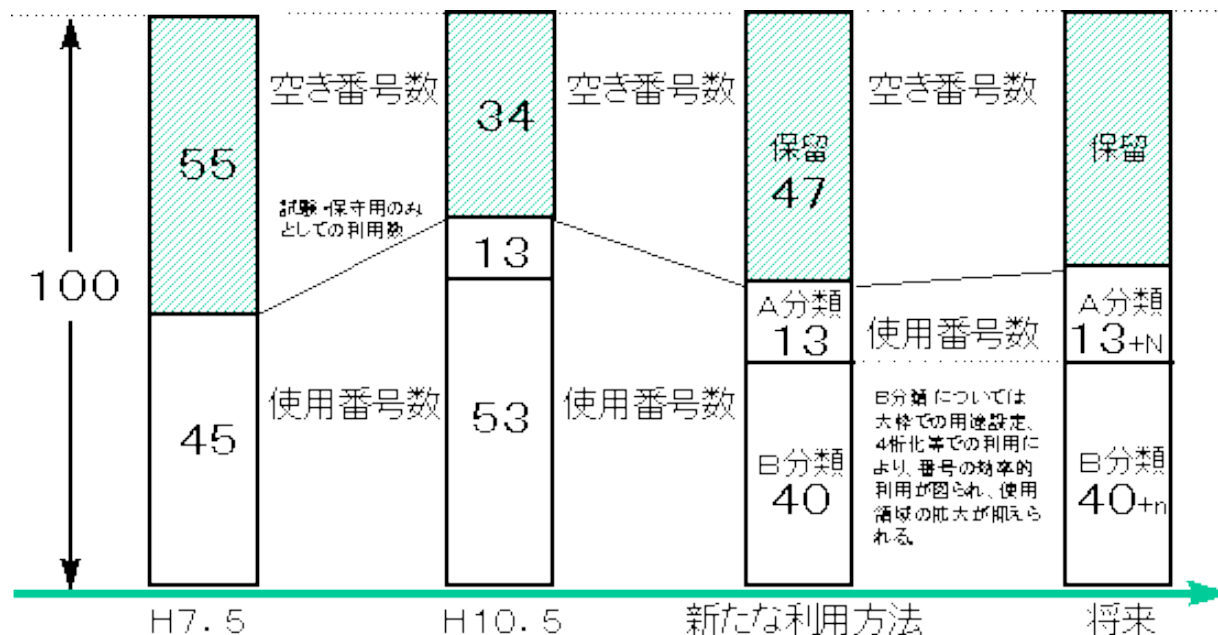
(2) 利用のための基本的な方針

A分類については、広範囲の利用者により容易に認識できる必要があることから、1XY番号の3桁を事業者間で統一して使用する。一方、B分類については、3桁目までを番号ごとに大枠で用途設定した上で、4桁化等によりできるだけ番号空間を拡大して使用することとし、4桁目以降は事業者の創意工夫で使用する。

(3) 1XY番号の利用指針

以上の基本的な考え方をもとに「電気通信の高度化のための番号の在り方に関する研究会報告書(平成7年5月)」の利用指針(同報告書の改訂手続きに従って7回改訂されている)を見直して新たな利用指針を策定し、個々の番号ごとに利用方法を設定した。

新たな利用指針においては、分類ごとの番号数はA分類が13個、B分類が40個で、保留が47個となる。今後B分類については、大枠での用途設定、4桁化等により、番号の効率的な利用が図られ、使用番号数の拡大が抑えられる。これにより、事業者間で統一して利用するA分類の用途について当分の間は十分な番号を確保できることとなる。1XY番号の空き番号数の推移は次のようになると考えられる。



	分類	利用方法
100	B	オペレータ経由呼接続
101		保留
102	B	非常・緊急扱い通話
103	A	番号案内(各事業者の網内番号を中心とするサービス)
104	A	番号案内(他事業者の番号を含む総合的なサービス)
105		保留
106	B	オペレータ経由呼接続
107	B	オペレータ経由呼接続
108	B	呼接続に関する付加的な処理
109		保留
	分類	利用方法
110	A	警察機関への緊急通報
111	B	試験
112		保留
113	A	故障受付
114	B	話中調べ
115	A	電報受付
116	B	営業・料金案内
117	A	時報
118	A	海上保安機関への緊急通報
119	A	消防機関への緊急通報

	分類	利用方法
120		保留
121	B	呼接続に関する付加的な処理
122	A	固定優先接続の解除
123		保留
124		保留
125	B	マルチ接続
126		保留
127		保留
128		保留
129		保留
	分類	利用方法
130		保留
131	B	通話料分計
132		保留
133		保留
134	B	サービス条件設定
135	B	サービス条件設定
136	B	発信電話番号通知サービス応用
137		保留
138	B	呼接続に関する付加的な処理
139		保留

	分類	利用方法
140	B	サービス条件設定
141	B	特定者向け情報の蓄積・再生【留守番電話】
142	B	着信転送
143	B	サービス条件設定【ドライブモード】
144	B	迷惑電話対応
145	B	話中時対応
146	B	特定者向け情報の蓄積・再生
147	B	発信電話番号通知サービス応用
148	B	発信電話番号通知サービス応用【通知要請】
149	B	サービス条件設定
	分類	利用方法
150		保留
151	B	営業・料金案内
152		保留
153		保留
154	B	サービス条件設定
155	B	サービス条件設定【位置情報利用】
156		保留
157	B	営業・料金案内
158	B	サービス条件設定
159	B	サービス条件設定

	分類	利用方法
160		保留
161	B	特定者向け情報の蓄積・再生
162	B	特定者向け情報の蓄積・再生
163		保留
164	B	サービス条件設定【端末切替え】
165	B	メール送受信
166	B	サービス条件設定
167		保留
168		保留
169	B	プロトコル変換
	分類	利用方法
170		保留
171	A	災害用伝言ダイヤル
172		保留
173		保留
174		保留
175		保留
176		保留
177	A	天気予報
178	B	呼接続に関する付加的な処理
179	B	呼接続に関する付加的な処理

	分類	利用方法
180		保留
181	B	サービス条件設定【ローミング】
182		保留
183		保留
184	A	発信者番号通知拒否
185		保留
186	A	発信者番号通知
187		保留
188		保留
189		保留
	分類	利用方法
190		保留
191		保留
192		保留
193		保留
194		保留
195		保留
196		保留
197		保留
198		保留
199		保留

分類ごとの番号数

A分類	13
B分類	40
保留	47
合計	100

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）（抜粋）

（電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号）

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一、二 （略）

三 電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号は、総務大臣が別に告示する電気通信番号とする。

2 （略）

（緊急通報）

第十一条 緊急通報に関する電気通信番号は、次のとおりとする。

一 警察機関への通報については、一一〇とする。

二 海上保安機関への通報については、一一八とする。

三 消防機関への通報については、一一九とする。

電気通信番号規則の細目を定めた件（平成九年郵政省告示第五百七十四号）（抜粋）

第2条 規則第十条第一項第三号の規定により付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 （略）

二 本邦内の場所との間において提供される電気通信役務の内容を識別する電気通信番号は、別表第三号に定めるものとする。

別表第三号（第二条第二号関係）

付加的な機能	電気通信番号
指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号以外の電気通信番号を案内する機能	103
指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号を含む電気通信番号を案内する機能	104
故障受付機能（故障等の問い合わせの受付に関する機能をいう。）	113
電報受付機能（電報の受付に関する機能をいう。）又は電報類似サービス受付機能（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第7項に規定する特定信書便役務（電話により引き受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものであって、その提供条件が電報に準ずるものに限る。）の受付に関する機能をいう。）	115
時報機能（時刻の通知に関する機能をいう。）	117
固定優先接続機能解除機能（電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を加入者交換機に登録し、当該加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に固定的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能を解除する機能をいう。）	122

付加的な機能	電気通信番号
災害時音声メッセージ蓄積・再生機能（災害時等に音声のメッセージを蓄積及び再生する機能をいう。）	171
天気予報機能（気象情報の通知に関する機能をいう。）	177
発信電話番号非通知機能（発信元の電気通信番号を着信先に通知しない機能をいう。）又は位置情報非通知機能（発信元の位置情報を着信先（緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。）に通知しない機能をいう。）	184
発信電話番号通知機能（発信元の電気通信番号を着信先に通知する機能をいう。）又は位置情報通知機能（発信元の位置情報を着信先（緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。）に通知する機能をいう。）	186
上に掲げる以外の機能	1 から始まる3けた以上の十進数字 ただし、1以降の数字は総務大臣の指定により定められる数字とする。